

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 行政経営推進課・財政課・会計管理局管理課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
総務部 (行政経営推進課・財政課)	<p>(1) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 [滞留債権の回収、整理に関する目標値の設定について] (全般意見1)</p> <p>県全体の目標を設定するため、短期的には個々の債権の課題の全容解明を行うとともに県の債権管理そのものの課題の方向性を見極めることが必要である。そのうえで、回収、整理の段階にある債権に対しては、改めて県全体の債権の回収、整理に関する長期的な目標および計画を策定、公表し、進捗管理を行う等、全庁的、かつ、計画的に実施していく必要がある。</p>	<p>債権の実態把握を行うため、各債権所管課に対し、滞留が生じている理由など債権の種類ごとに全容解明を行うとともに、現状の課題把握に努めた。</p> <p>これらを踏まえ、債権回収、整理に関する目標および計画を策定し、計画的に債権管理を実施できるよう取り組んでまいりたい。</p>
総務部 (行政経営推進課・財政課) 会計管理局 (管理課)	<p>(2) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 [調定の実施時期について] (全般結果1)</p> <p>県の債権管理は、債権が全て調定すべき時期に調定されることを前提に策定されているため、この前提が異なる場合、県の債権管理の有効性を損なう重大な問題になり得る。このため、債権を管理する全ての部署に対して、調定の時期について指導を改めて行うべきである。</p>	<p>滋賀県財務規則においては、歳入を徴収するときは、その内容について調査をし、適正であると認めるときは調定しなければならない旨規定しており、財務会計事務に係る研修等において改めて周知を図った。</p> <p>また、債権管理に係る研修等においても、滋賀県財務規則を遵守した債権管理を行うよう改めて注意喚起を行った。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 財政課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
総務部 (財政課)	<p>(3) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 [県全体の債務者の名寄せについて] (全般意見2)</p> <p>県税および他部署に情報共有することが債権管理上適切ではない合理的な理由がある債権を除き、複数の債権を跨る債務者情報の一元管理を目的とした全庁的ルールを定め、実施する必要がある。</p>	<p>貸付等の制度上重複して他の債権の債務者となり得ない債権が多く、一元管理の効果は限定的であることなどを踏まえ、慎重に検討してまいりたい。</p>
総務部 (財政課)	<p>(4) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 [徴収不能引当金の算定について] (全般意見3)</p> <p>徴収不能引当金を徴収不能実績率により算定する場合において、回収見込み額により算定する場合と比較して大きく乖離する債権については、明らかに徴収不能引当金が過少、すなわち資産が過大に計上されている状況となっている。このため、県は、個別に徴収不能引当金を算定する債権の範囲および該当した場合の算定方法を定め、それに基づき、地方公会計の決算書を作成するよう、県庁の決算書作成に関するルールを見直す必要がある。</p>	<p>徴収不能引当金については、総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、過去の不能欠損率を用い算定しているところであるが、債権放棄に係る統一的な基準の明確化を図り、回収が困難な債権を適切に不能欠損処理することを通じて、より実態に即した算定となるよう努めてまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 財政課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
総務部 (財政課)	<p>(5) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 [滞留債権の債権保全の定めについて] (全般意見4)</p> <p>滞納が続くと通常、債務者から資産に関する情報の取得が困難となるため、貸付時や滞納初期に当該情報を把握しておくことが重要である。特に、貸付時に主債務者や連帯保証人の「給与明細」等によって収入状況、勤務先、勤続年数等の基本情報を徹底的に把握すべきである。また、分割協議時に「課税証明書」、「源泉徴収票」、「確定申告書(あるいは市民税申告書)の写し」等の現在の所得を証明できる書類や「通帳のコピー」、「証券口座の残高証明書」、「不動産登記簿」、「車検証の写し」等の資産状況を証明できる書類の提出を求めるなど、催告技術を向上させるべきである。</p>	<p>債務者から徴取すべき証明書類については、滋賀県債権回収対応マニュアルに明示しているほか、研修などの機会を通じて、貸付時および滞納初期における情報収集の重要性について周知を行った。</p> <p>引き続き研修などの機会をとらえ、同マニュアルの周知や貸付時および滞納初期における情報把握の徹底を図り、各債権所管課の催告技術向上に努めてまいりたい。</p>
総務部 (財政課)	<p>(6) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 [債権放棄の要件について] (全般意見5)</p> <p>県は、回収が極めて困難と判断する債権の範囲について、一定の指針を策定し、それに基づいて債権放棄するよう規定を整備することが望まれる。</p>	<p>回収が極めて困難と判断する債権については、外部有識者等で構成される滋賀県税外未収金処理方針検討委員会で意見聴取をするとともに、議会に対し債権管理の課題と今後の方向性について報告を行ったところ。</p> <p>引き続き、回収が困難と判断する債権の範囲や放棄手続き等の規定について、条例化に向けた検討を進めてまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 財政課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
総務部 (財政課)	<p>(7) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 [発生する遅延損害金についての情報を共有した納付交渉の実施について] (全般意見6)</p> <p>長期滞留債権が多額に発生している要因として、遅延損害金を意識した納付交渉を行うことができておらず、債権額に対して安易に少額の分納を認めてしまっている可能性も推測される。このため、中長期的な改善に向け、まずは、各所管課の状況の把握に努め、情報システムの改修の要否も含め、どのように遅延損害金を算定し、催告書等にどのように記載すべきか手法の検討を進める必要があると考える。</p>	<p>遅延損害金を念頭においた催告を行うよう、滋賀県債権回収対応マニュアルを改訂するとともに、研修などの機会を通して、遅延損害金の金額を踏まえた納付交渉の重要性について周知を行った。</p> <p>引き続き研修などの機会をとらえ、各債権所管課において遅延損害金を意識した納付交渉が行われるよう努めてまいりたい。</p>
総務部 (財政課)	<p>(8) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 [債権回収等に係る全庁的な情報共有について] (全般意見7)</p> <p>好事例、失敗事例の共有等、情報の共有をより積極的に行い、より債権管理の実効性を高めていくことが必要である。債権回収に関する知見を個々の職員ではなく、組織に蓄積させる仕組みとするため、可能な範囲で債権管理の集約化を検討し続けることが重要だと考える。</p>	<p>各債権所管課と財政課で共同管理する債権の対象を拡大したほか、債権管理の集約化にも取り組んできたところ。</p> <p>引き続き、先行自治体における取組事例を踏まえ、各債権所管課の取組状況や課題について会議体で共有し、改善につなげていく仕組みの導入等、債権管理に係る知見を組織的に蓄積させる取組の検討を進めてまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 財政課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
総務部 (財政課)	<p>(9) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 [訴訟の実施状況について] (全般意見8)</p> <p>従来は回収・時効更新の手法として訴訟を掲げてきたため、所管課が訴訟に踏み切ることが躊躇っていた面があったとのことであるが、今後は債権放棄の一つの要件として訴訟を提示することで、その意識が変わっていくことが期待される。また、未収金訴訟における弁護士費用等の予算のあり方をあわせて検討し、所管課が訴訟に踏み込みやすくする制度作りを進める必要がある。</p>	<p>法的措置が必要な債権については、専門性やノウハウが特に必要となることから、これまでから各債権所管課と財政課で共同管理し、財政課において訴訟による債権回収を実施しているところ。</p> <p>また、各債権所管課が、訴訟に踏み込みやすい環境づくりのため、弁護士への委託契約を見直し、簡便な方法で法的な相談対応ができる体制を整えたところであり、引き続き訴訟実施に繋がる取組を進めてまいりたい。</p>
総務部 (財政課) 会計管理局 (管理課)	<p>(10) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 [遅延損害金(延滞金・延滞利息等)の利率について] (全般意見9)</p> <p>各種貸付金の趣旨や、時代の変化に伴う今後の徴収のあり方を踏まえて、研究・検討しながら債権の特性把握に努めたうえで、民法の改正の趣旨も考慮し、県として遅延損害金の利率設定と見直しに関する在り方を検討する必要がある。</p>	<p>改めて各貸付金の所管課で、法的根拠の確認とともに、近隣府県の制度内容、本県他制度との均衡などについて調査したところ、いずれの貸付金においても、遅延損害金の利率見直しを行う状況にないと考えるところ。</p> <p>引き続き、利率を含め、より適切な制度となるよう、近隣府県の状況や社会情勢等も踏まえた見直しに努めてまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 行政経営推進課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
総務部 (行政経営推進課)	(11) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 【再掲】 [滞留債権の回収、整理に関する目標値の設定について] (全般意見1) 県全体の目標を設定するため、短期的には個々の債権の課題の全容解明を行うとともに県の債権管理そのものの課題の方向性を見極めることが必要である。そのうえで、回収、整理の段階にある債権に対しては、改めて県全体の債権の回収、整理に関する長期的な目標および計画を策定、公表し、進捗管理を行う等、全庁的、かつ、計画的に実施していく必要がある。	債権の実態把握を行うため、各債権所管課に対し、滞留が生じている理由など債権の種類ごとに全容解明を行うとともに、現状の課題把握に努めた。 これらを踏まえ、債権回収、整理に関する目標および計画を策定し、計画的に債権管理を実施できるよう取り組んでまいりたい。
総務部 (行政経営推進課)	(12) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 【再掲】 [調定の実施時期について] (全般結果1) 県の債権管理は、債権が全て調定すべき時期に調定されることを前提に策定されているため、この前提が異なる場合、県の債権管理の有効性を損なう重大な問題になり得る。このため、債権を管理する全ての部署に対して、調定の時期について指導を改めて行うべきである。	滋賀県財務規則においては、歳入を徴収するときは、その内容について調査をし、適正であると認めるときは調定しなければならない旨規定しており、財務会計事務に係る研修等において改めて周知を図った。 また、債権管理に係る研修等においても、滋賀県財務規則を遵守した債権管理を行うよう改めて注意喚起を行った。

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 管理課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>会計管理局 (管理課)</p>	<p>(13) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 【再掲】〔調定の実施時期について〕(全般結果1)</p> <p>県の債権管理は、債権が全て調定すべき時期に調定されることを前提に策定されているため、この前提が異なる場合、県の債権管理の有効性を損なう重大な問題になり得る。このため、債権を管理する全ての部署に対して、調定の時期について指導を改めて行うべきである。</p>	<p>滋賀県財務規則においては、歳入を徴収するときは、その内容について調査をし、適正であると認めるときは調定しなければならない旨規定しており、財務会計事務に係る研修等において改めて周知を図った。</p> <p>また、債権管理に係る研修等においても、滋賀県財務規則を遵守した債権管理を行うよう改めて注意喚起を行った。</p>
<p>会計管理局 (管理課)</p>	<p>(14) 債権管理に関する全般的な財務事務の執行 【再掲】〔遅延損害金(延滞金・延滞利子等)の利率について〕(全般意見9)</p> <p>各種貸付金の趣旨や、時代の変化に伴う今後の徴収のあり方を踏まえて、研究・検討しながら債権の特性把握に努めたうえで、民法の改正の趣旨も考慮し、県として遅延損害金の利率設定と見直しに関する在り方を検討する必要がある。</p>	<p>改めて各貸付金の所管課で、法的根拠の確認とともに、近隣府県の制度内容、本県他制度との均衡などについて調査したところ、いずれの貸付金においても、遅延損害金の利率見直しを行う状況はないと考えるところ。</p> <p>引き続き、利率を含め、より適切な制度となるよう、近隣府県の状況や社会情勢等も踏まえた見直しに努めてまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康福祉政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
健康医療福祉部 (健康福祉政策課)	<p>(15) 生活保護返還金 [債権管理業務の移管について] (意見1)</p> <p>南部健康福祉事務所、甲賀健康福祉事務所、高島健康福祉事務所の3つの事務所においては、生活保護に関する業務を所管しておらず、生活保護返還金に関する業務のみを遂行していることから、担当する独立した係が存在しておらず、担当者が自身の本来の業務に加えて当債権の管理も担っている状況である。また、債務者が現在も生活保護費を受給している場合、生活保護制度の枠内で返還を求める必要があり、債権管理上も生活保護制度についての理解が求められるが、支給業務がないと担当者は制度の把握が困難であるという問題点もある。</p> <p>3つの事務所における人員上の課題や、生活保護制度の運用の観点からも、債権管理業務に関して、所管課もしくは他部署への債権管理業務の移管について検討することも一案と考えるが、一方、生活保護の実施責任は、要保護者の居住地または現在地により定められていることや、物理的な距離もあり、所管課の人員上の課題もあることから、関係各課との連携により一層努め、さらなる収納促進が図られるよう検討が必要である。</p>	<p>令和8年1月に生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、事例の共有と債権管理のあり方について意見交換を行った。</p> <p>今後も担当者会議等を定期的で開催し、好事例や担当者の業務上の課題を共有するとともに、債権回収特別対策室をはじめ関係各課と連携し、さらなる収納促進が図られるよう努めていく。</p> <p>また、各福祉事務所の意見も参考にしながら、一部の債権管理業務の移管等も含めた機能の集約化についても引き続き検討してまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康福祉政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
健康医療福祉部 (健康福祉政策課・湖東健康福祉事務所)	<p>(16) 生活保護返還金 [債権管理台帳の整備について] (結果1)</p> <p>債権管理台帳の整備が不十分であると、過去の交渉記録がなく、人事異動によって債権管理担当者が変わった場合、過去の経緯を把握できないまま、回収、処分を行わざるを得ないため、その実施がより困難になる可能性がある。加えて、債権の発生日や督促状況等を把握できないことから、時効の管理も困難になる可能性が高い。</p> <p>監査実施日において、未作成の債権分の債権管理台帳(個票)の作成を進めていたが、債権管理の根幹を担う非常に重要な資料であるため、早急にマニュアル「参考様式2 債権管理台帳(個票)」を参考に、全ての債権について債権管理台帳(個票)を作成すべきである。</p>	<p>令和7年11月に実施した生活保護法施行事務監査において、全ての債権について債権管理台帳(個票)が整備できていることを確認した。</p> <p>また、令和8年1月に生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、債権管理台帳(個票)の整備について、認識の共有を図ったところ。</p> <p>引き続き、福祉事務所において債権管理台帳(個票)の作成が適切にできているか、生活保護法施行事務監査において、実地にて整備状況の確認をしていく。</p>
健康医療福祉部 (健康福祉政策課・湖東健康福祉事務所)	<p>(17) 生活保護返還金 [督促等の実施に関する定めの整備について] (意見2)</p> <p>債権回収対応マニュアルでは、滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例第1条の定めに基づき、納期限後30日以内に督促状を発付する旨が定められている。</p> <p>しかしながら、事務所では、一律の指針がないまま、債務者の個々の状況を都度考慮し、督促を行っている。</p> <p>本債権の回収にあたっては、債務者の収入状況や生活状況を個別かつ正確に把握する必要もあるため、一律の指針の適用が実務上難しい場合も考えられるが、参考として一定の指針を設けることで、担当者による判断の乖離やその判断に要する手間を削減し、回収に関する業務を効率的かつ効果的に実施することが可能となると考えられる。</p> <p>以上のことから、事務所は、マニュアルに準拠した対応を取るか、それが難しい場合、督促を実施すべき一定の指針およびその実施方法を定め、それに基づき、当該行動を行うよう運用を徹底する必要がある。</p>	<p>令和7年度生活保護法施行事務監査において実地にて「滋賀県債権回収対応マニュアル」および「生活保護費返還金・徴収金取扱い事務の手引き」に準拠した対応ができていることを担当者にヒアリングを行い確認した。</p> <p>また、令和8年1月の生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、改めて「滋賀県債権回収対応マニュアル」および「生活保護費返還金・徴収金取扱い事務の手引き」に準拠した対応をとるよう再度担当者に指導した。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康福祉政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
健康医療福祉部 (健康福祉政策課・湖東健康福祉事務所)	<p>(18) 生活保護返還金 [分納期間、分納金額の取り決めについて] (意見3)</p> <p>分納期間、分納金額は生活を維持するために必要最低限の資金は債務者の手元に残るよう個別に取り決めており、基本的には5年を目安に返済計画が策定されている中、50年という長期間の返済計画は債務者間の公平性や不適切であると言わざるを得ない。</p> <p>たしかに本債権は個別具体的な検討が必要であるため、一律の基準を設けることには困難を伴う可能性がある。</p> <p>この点、地方自治法施行令第171条の7において、上述の履行延期の特約が認められた場合、その後、「十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権およびこれに係る損害賠償金等を免除することができる。」旨が定められている。当該の規定を踏まえれば、履行延期の特約を認める場合、まずは5年間から当該定め10年間を一定の分納期間として定め、10年経過時点で地方自治法施行令第171条の7の適用を検討することが有用と考える。</p> <p>仮にこの5年間から10年間という分納期間を超えるような計画を策定せざるを得ない場合には、別途所内承認を必要とするとともに、定期的に一定の分納期間の返済計画に変更できないか見直しを行うことで、実現可能性が極めて乏しい返済計画が策定されたまま放置されることを防止するべきと考える。</p>	<p>分納計画が過度に長期化している債権については、「滋賀県債権回収対応マニュアル」や「生活保護費返還金・徴収金取扱い事務の手引き」に基づき債務者との面接を通して分納計画の見直しを行った。令和7年度生活保護法施行事務監査においても、5年から10年を基準に分納計画が定められていることを担当者にヒアリングを行い確認した。</p> <p>また、令和8年1月の生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、分納期間は長くても原則10年までとすること、およびそれを超える分納期間を設定する場合には福祉事務所内で決裁をとることを徹底するよう、各福祉事務所の担当者に指導した。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康福祉政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
健康医療福祉部 (健康福祉政策課・湖東健康福祉事務所)	<p>(19) 生活保護返還金 [健康福祉事務所の機能の集約化について] (意見4)</p> <p>債権の性質上、債務者個々の状況を考慮する必要があるため、回収には一定の工数が必要であり、本債権が増加傾向にある中、マンパワー不足が課題となっている。</p> <p>県内には複数の健康福祉事務所が設置されているが、債権管理の業務は、全ての事務所に統一されたルールがあり、債権の性質も大きく変わることはないため、特定の健康福祉事務所に機能を集約し、一元的に管理を引き受けることで、全体的な効率化を図ることができると考えられる。</p> <p>たしかに本債権は、債務者の個人情報等、慎重に取り扱うべき情報も多く含む債権であるため、容易に集約化できる業務のほか、それが難しい業務もあると想定されるが、集約化が可能な領域から段階的に集約していくことで、他の領域の集約化にも好ましい影響が想定される他、現時点で難しくとも、今後の情報技術の発展によって実現できる可能性も大いにあり、重要なことは集約化していこうという方針を検討し続けることと考える。</p> <p>以上のことから、今後、健康福祉政策課や他の健康福祉事務所との事務の統合、又は債権管理の機能集約を行い、全体的な効率化を図ることを検討すべきである。</p>	<p>令和8年1月に生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、現状の把握、課題や事例の共有を行うとともに、機能の集約化と全体的な効率化について意見交換を行った。</p> <p>担当者会議では、機能を集約化することでノウハウの蓄積が期待できるといった意見がある一方で、納付指導のしやすさや債務履行にかかる利便性など、集約化しないことで得られる利点もあるといった意見が出た。そのため、引き続き各福祉事務所の意見も踏まえながら、効果的な債権管理体制の在り方を検討していく。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康福祉政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
健康医療福祉部 (健康福祉政策課・東近江健康福祉事務所)	<p>(20) 生活保護返還金 【再掲】 [健康福祉事務所の機能の集約化について] (意見4)</p> <p>債権の性質上、債務者個々の状況を考慮する必要があるため、回収には一定の工数が必要であり、本債権が増加傾向にある中、マンパワー不足が課題となっている。</p> <p>県内には複数の健康福祉事務所が設置されているが、債権管理の業務は、全ての事務所に統一されたルールがあり、債権の性質も大きく変わることはないため、特定の健康福祉事務所に機能を集約し、一元的に管理を引き受けることで、全体的な効率化を図ることができると考えられる。</p> <p>たしかに本債権は、債務者の個人情報等、慎重に取り扱うべき情報も多く含む債権であるため、容易に集約化できる業務のほか、それが難しい業務もあると想定されるが、集約化が可能な領域から段階的に集約していくことで、他の領域の集約化にも好ましい影響が想定される他、現時点で難しくとも、今後の情報技術の発展によって実現できる可能性も大いにあり、重要なことは集約化していこうという方針を検討し続けることと考える。</p> <p>以上のことから、今後、健康福祉政策課や他の健康福祉事務所との事務の統合、又は債権管理の機能集約を行い、全体的な効率化を図ることを検討すべきである。</p>	<p>令和8年1月に生活保護返還金に係る担当国会議を開催し、現状の把握、課題や事例の共有を行うとともに、機能の集約化と全体的な効率化について意見交換を行った。</p> <p>担当国会議では、機能を集約化することでノウハウの蓄積が期待できるといった意見がある一方で、納付指導のしやすさや債務履行にかかる利便性など、集約化しないことで得られる利点もあるといった意見が出た。そのため、引き続き各福祉事務所の意見も踏まえながら、効果的な債権管理体制の在り方を検討していく。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 医療政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況				
健康医療福祉部 (医療政策課)	<p>(21) 看護職員修学資金貸付金 他 [未調定の債権について] (意見5)</p> <p>返還計画書は、下表の期間以内に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて県へ提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="322 539 1016 635"> <tr> <td>看護職員修学資金</td> <td>返還義務が生じた日から15日以内</td> </tr> <tr> <td>授業料資金</td> <td>返還義務が生じた日から30日以内</td> </tr> </table> <p>未調定額は簿外債権ではないが、返還計画書が未提出であることは今後の債権回収見込みが立たない債権である可能性があり、債権回収の観点からは好ましい状況ではなく、返還計画書を上表期限内に網羅的に入手するよう努めるべきである。</p>	看護職員修学資金	返還義務が生じた日から15日以内	授業料資金	返還義務が生じた日から30日以内	<p>左記に対するその後の措置状況</p> <p>未調定の債権については、これまでに引き続き被貸与者および連帯保証人の居所を追跡し、必要書類の提出を督促している。</p> <p>なお、返還計画書が提出されないことによる未調定の発生を防ぐため、平成27年に規則を改正し、返還義務者が返還計画書を提出しないときは、一括して返還請求できることとしたことから、それ以降はこうした事例は発生していない。</p> <p>また、従前は返還事由が発生した後に返還計画書の提出を求めていたが、令和6年度以降に貸与した者からは、貸与決定後に提出させる借用証書において予め返還方法を指定させる方法に見直したところであり、今後、返還事由が発生した場合には、直ちに返還請求を行うこととしている。</p>
看護職員修学資金	返還義務が生じた日から15日以内					
授業料資金	返還義務が生じた日から30日以内					
健康医療福祉部 (医療政策課)	<p>(22) 看護職員修学資金貸付金 他 [返還計画書の未提出から返還請求までの期間について] (意見6)</p> <p>返還計画書が提出されない場合に、債務者へ一括返還を請求することは「できる」規定であり、「しなければならない」わけではないため、債務者へ一括返還を請求しないこと自体は規定違反ではない。</p> <p>しかし、返還計画書の未提出期間が開くほど返還能力に疑義が生じていくため、県は返還計画書の未提出期間が一定期間を超えた時点で一括請求することは債権金額の回収に資すると考えられる。</p> <p>一括返還の請求を行うべき返還計画書の未提出期間が明確でないことは債務者に対する公平性の観点から、好ましくない。よって、返還計画書の未提出から返還請求までの期間を6ヵ月や12ヵ月等明確にすべきである。</p>	<p>従前は返還事由が発生した後に返還計画書の提出を求めていたが、令和6年度以降に貸与した者からは、貸与決定後に提出させる借用証書において予め返還方法を指定させる方法に見直したところであり、今後、返還事由が発生した場合には、直ちに返還請求を行うこととしている。</p> <p>なお、返還事由が発生しているにも関わらず返還計画書の提出がなかった過去の事例については、個別の指導対応によって返還手続きを進められており、一括返還請求に至った事例はない。</p>				

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 医療政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>健康医療福祉部 (医療政策課)</p>	<p>(23) 看護職員修学資金貸付金 他 [延滞利子(遅延損害金)の利率について] (意見7)</p> <p>私債権である本制度の延滞利子の利率 14.5%について、利息制限法や消費者契約法における延滞利子の上限利率と比較すると高いとは言えない。</p> <p>他方で、公債権が対象である、滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例においては、滞納金額に年 10.75%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収している。</p> <p>本制度は私債権であるため、公債権を対象としている滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例と異なる点は必ずしも問題ではない。</p> <p>しかし、制度開始から経済情勢は変化している中で、本制度の延滞利子の利率は変わらず、回収不能となる債権が発生する点には疑問が残る。</p> <p>したがって、本制度による債権の状況を踏まえて、改めて延滞利子の利率設定のあり方に関して検討すべきであると考えられる。</p>	<p>看護職員修学資金貸付金にかかる延滞利率は、かつての国庫補助事業にかかる事務次官通知に基づき設定されたものであり、都道府県事業として一般財源化された後も引き続き同利率を用いてきたところである。</p> <p>現在、他の都道府県が継続実施している同様の制度との均衡が図られており、実態として当該規定の趣旨に沿った効果があるものと認められ、運用上の支障もないため、基本的には見直しの必要性はないものとする。</p> <p>ただし、他都道府県や庁内関係課の動きや今後の社会情勢については、引き続き注視してまいります。</p>
<p>健康医療福祉部 (医療政策課)</p>	<p>(24) 看護職員修学資金貸付金 他 [連帯保証人制度について] (意見8)</p> <p>修学資金および授業料資金は制度が始まってから長期間経過しており、主債務者が子の連帯保証人になるケースが、過去2件、2,100千円の債権が発生している。</p> <p>返済が滞っている中で連帯保証人としての役割を果たせるかは疑問である。</p> <p>そのため、返済状況の改善や債権回収の効率化を図るために、現在の主債務者が連帯保証人となる可能性のあるケースに備え、債権回収が可能となるように連帯保証人制度の見直しを図る必要があると考えられる。</p>	<p>連帯保証人については、滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則および滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則の規定により、一定の職業を有し、独立の生計を営む成年者2名を立てるよう定められており、とりわけ主債務者から独立した生計に基づく保証能力を担保するために、少なくとも連帯保証人の内1名は主債務者と異なる住所である者を連帯保証人に立てる取扱いとしている。</p> <p>加えて、連帯保証人が同貸付金制度において主債務者の立場を兼ねるかどうかについて、同貸付金管理システム上で把握しながら、慎重な貸与に努めている。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 障害福祉課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>健康医療福祉部 (障害福祉課・彦根子ども家庭相談センター)</p>	<p>(25) 児童保護措置費負担金 [債権の回収方法について] (意見9)</p> <p>強制徴収債権であるにも関わらず、センター所長による自力執行権の行使が十分に行われていないのが現状である。その背景として、例えば親権者による虐待等を理由に児童を保護し施設に入所させているような場合、入所に際して同意していても、措置入所について十分に納得していない親権者もあり、負担金の支払いを拒むケースがある。このような状況で債権回収を強行すると、ケースワークに影響が出る可能性があることから、親権者との関係性を重視し、債権回収について慎重にならざるを得ないという状況がある。</p> <p>しかし、公債権は時効の援用なく原則5年で消滅するため、支払いを拒否し続ければ、債務者は支払義務が無くなり、債務者間で不公平が生じることとなる。したがって、他の納入者との公平性の観点から、財産調査の結果、差押え可能な財産を発見した場合、滞納処分の執行を行うべきである。</p> <p>なお、子ども家庭相談センターは県内に4つ設置されているため、効率性や滞納している債務者への統一的な対応といった観点から、債権管理機能を集約し、子ども家庭相談センターは児童の保護機能の発揮に注力するといった対応も検討の余地があると考ええる。</p>	<p>児童虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移し、相談内容も複雑化・困難化する中、債権回収に当たっては、各子ども家庭相談センターにおいて扶養義務者（親権者）との関係構築に努めつつ、支払いに対する働きかけを行った。また、各センターにおける対応にばらつきが生じないように、担当者会議の機会を通じて、対応方法の統一について周知を図った。</p> <p>他の自治体では、一部の自治体で負担金の徴収事務を債権管理部門に集約しているところがある中、強制的な徴収によりケースワークへの悪影響が生じることに対する懸念も示されている。国においても、親権者に費用負担を求めることで、児童の施設入所等に同意しないなど、ケースワークへの影響が生じることを把握しており、費用徴収については引き続き検討事項とされているところである。本県においても、引き続き、子どもの最善の利益の確保を念頭に置くとともに、国や他自治体の動向等を踏まえ、対応を検討してまいらる。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 障害福祉課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
健康医療福祉部 (障害福祉課・ 近江学園)	<p>(26) 近江学園使用料 [債権ごとの消滅時効完成の時期の把握および債権管理台帳への記載について] (結果2)</p> <p>債権回収を行う上で、消滅時効の完成が迫ってきている債権については消滅時効完成の時期を遅らせるため、時効の更新等を優先的に検討する必要がある。 しかし、適宜消滅時効を把握していない場合、気づかないうちに消滅時効が完成し、回収可能性のある債権についても債権が消滅する(私債権の場合は時効の援用が必要)ことで回収できなくなってしまう可能性がある。 このため、適宜、債権ごとに消滅時効完成の時期を把握し、債権管理台帳に記載すべきである。</p>	<p>改めて債務者ごとに個々の債権の消滅時効更新事由の有無等の状況を確認した上で、消滅時効完成の時期を把握し、債権管理台帳の記載を整理した。 今後も新たな債権が生じないように努めるとともに、債権管理台帳を整理し、適時、適切な債権管理に努める。</p>
健康医療福祉部 (障害福祉課・ 近江学園)	<p>(27) 近江学園使用料 [明らかに回収見込みがない債権の債権放棄について] (意見10)</p> <p>明らかに回収見込みのない債権を滞留債権としている場合、債務者との面談や督促、催告などの対応を行っていない場合においても、滞留債権として管理し続けるための人件費等の管理コストが継続的に発生している状況にあり、また、適正な債務状況の把握の上でも好ましい状態ではない。 一部の債権では、最終接触から10年以上経過しており、消滅時効期間が経過している事例もあった。また、時間が経過すると相続の問題などが発生することで、状況がより複雑化している可能性もある。このため、県は、過去と現在の債務者の状況を整理のうえで、実質的にみて明らかに回収の見込みがない債権については、マニュアル上の対応を行った上で債権放棄を行うべきである。</p>	<p>一部の債権について、現在の債務者の状況を整理するため、債務者または相続人やその代理人への訪問調査を実施しているところである。今後、実質的にみて明らかに回収の見込みがないと考えられる債権については、債権回収マニュアルに基づく対応を行った上で放棄理由の合理性・客観性を整理し、債権の放棄について検討していく。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 子ども若者政策・私学振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>子ども若者部 (子ども若者政策・私学振興課)</p>	<p>(28) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 [延滞利息(遅延損害金)について] (結果3)</p> <p>「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」第11条により、返還すべき日までに正当な理由なく返還しなかった場合、延滞利息を支払わなければならない。そのため、県は延滞利息を算定し、借受人等へ通知を行う必要がある。但し、「正当な理由なく」という文言については具体的な規定がおかれていないことから、「正当な理由」の判断基準も明確化する必要があるだろう。</p>	<p>(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例第11条に規定する延滞利息を徴収しない「正当な理由」の判断基準が明確でなかったことから判断基準についての要綱を制定し、明確化を図ることとした。 今後はこの要綱に従い、「正当な理由」がない場合には、延滞利息を徴収することとする。</p>
<p>子ども若者部 (子ども若者政策・私学振興課)</p>	<p>(29) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 [債権管理台帳の整備について] (結果4)</p> <p>県はマニュアルにおいて、記録の整備を債権管理の基本的な事項と位置付けており、督促や催告等の債権回収にあたって実施した内容を記録することは、訴訟を見据えた私債権においては必要な手続きとなる。したがって、すべての債権の台帳に、マニュアルに定める情報を記録する必要がある。</p>	<p>既存の台帳を見直し、滋賀県債権回収対応マニュアルの債権管理台帳の参考様式をもとに、債権者ごとに債権回収にあたって実施した内容を記録した債権管理台帳を整備した。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 子ども若者政策・私学振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>子ども若者部 (子ども若者政策・私学振興課)</p>	<p>(30) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 [収入未済額の他に未調定額が長期にわたって多額に存在することについて] (意見11)</p> <p>奨励資金は地域改善対策として導入された制度であり、その背景から借受人等への働きかけが難しいという側面もあるものと思われる。 しかしながら、未調定債権の存在は、債権管理の観点からは基本的に好ましいものではなく、これを縮減するよう努めるべきである。</p>	<p>引き続き、未調定となっている要因に応じて、借受人等に適切に働きかけるなど、適切に対応するとともに、今後、県全体で統一的な指針を策定し、それに基づき債権放棄する規定を条例も含めて整備するなど、債権管理のあり方を検討されていることから、検討内容を注視し、必要な対応に努める。</p>
<p>子ども若者部 (子ども若者政策・私学振興課)</p>	<p>(31) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 [主債務者である借受人本人への通知について] (意見12)</p> <p>プライバシーに配慮した手段について十分検討した上で、残債務の存在を主債務者である借受人本人に知らせ、連絡・交渉窓口の世代交代を進めるべきである。</p>	<p>連絡窓口となっている保護者について、滞納がある場合や、死亡したような場合については、借受人本人に残債務の存在を通知する方向で進めるが、その際、借受人本人のプライバシーに配慮した具体的な手段が課題となることから、引き続き手段等について検討していく。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 子ども若者政策・私学振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
子ども若者部 (子ども若者政策・私学振興課)	(32) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 [主債務者である借受人の死亡または長期間の所在不明時の対応について] (意見13) 「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」には、債務者の死亡、長期間所在不明等となった場合に関する規定が設けられており、返還債務の全部又は一部を免除することができることとされている。 当該規定については、債務者が死亡した場合には援用された実績があるものの、長期間所在不明の場合については、運用上の課題があることから援用実績がない。 未調定債権の整理・縮減を進めるためにも、当該規定の援用の可能性を検討すべきである。	県の債権回収マニュアルや他府県等の同種の貸付金の例を参考に整理し、実施すべき「必要な調査」の範囲について要綱を制定するとともに、(旧) 滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を改正し、借受人等が長期所在不明の場合の免除手続の円滑化を図ることとした。
子ども若者部 (子ども若者政策・私学振興課)	(33) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 [外部委託について] (意見14) 奨励資金の回収・管理業務は、極めてプライベートな情報を取り扱う業務であり、それ故に外部委託に慎重な姿勢をとることも理解できる。 とはいえ、貸与終了後20年以上にもわたって回収・管理業務を続けることで、これに従事する職員の人件費、労働時間が浪費されている懸念がある。また、外部委託者として弁護士等の法律の専門家が介在する場合、債権の回収がより進むことも期待できるため、外部委託の利用も積極的に検討するべきであろう。	同種の貸付金を有する他府県等における外部委託の実施状況等について調査を行ったところであるが、奨励資金特有のプライバシーに関する情報の取扱いと併せて、引き続き外部委託の可否を検討していく。

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 子ども家庭支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>子ども若者部 (子ども家庭支援課)</p>	<p>(34) 母子福祉資金貸付金 他 [長期滞納債権の債権放棄について] (意見16)</p> <p>長期滞納債権や回収が見込めないような債権は、債権放棄を検討するべきである。</p> <p>回収の見込みが無い債権であっても、管理コストがかかり続けることとなるため、実質的に回収可能性の無い債権は整理し、より回収可能性のある債権の回収に向けてリソースを割くことで、効果的・効率的な債権管理に繋がると考えられる。</p>	<p>本貸付制度にかかる債権については、債務者の資力に応じて分納による返済にも対応するなど、可能な限り債権の回収に努めてきたところであるが、今後、県全体で統一的な指針を策定し、それに基づき債権放棄する規定を条例も含めて整備するなど、債権管理のあり方を検討されていることから、検討内容を注視し、必要な対応に努める。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 子ども家庭支援課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>子ども若者部 (子ども家庭支援課・彦根子ども家庭相談センター)</p>	<p>(35) 児童保護措置費負担金 【再掲】〔債権の回収方法について〕(意見9)</p> <p>強制徴収債権であるにも関わらず、センター所長による自力執行権の行使が十分に行われていないのが現状である。その背景として、例えば親権者による虐待等を理由に児童を保護し施設に入所させているような場合、入所に際して同意していても、措置入所について十分に納得していない親権者もあり、負担金の支払いを拒むケースがある。このような状況で債権回収を強行すると、ケースワークに影響が出る可能性があることから、親権者との関係性を重視し、債権回収について慎重にならざるを得ないという状況がある。</p> <p>しかし、公債権は時効の援用なく原則5年で消滅するため、支払いを拒否し続ければ、債務者は支払義務が無くなり、債務者間で不公平が生じることとなる。したがって、他の納入者との公平性の観点から、財産調査の結果、差押え可能な財産を発見した場合、滞納処分の執行を行うべきである。</p> <p>なお、子ども家庭相談センターは県内に4つ設置されているため、効率性や滞納している債務者への統一的な対応といった観点から、債権管理機能を集約し、子ども家庭相談センターは児童の保護機能の発揮に注力するといった対応も検討の余地があると考ええる。</p>	<p>左記に対するその後の措置状況</p> <p>児童虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移し、相談内容も複雑化・困難化する中、債権回収に当たっては、各子ども家庭相談センターにおいて扶養義務者(親権者)との関係構築に努めつつ、支払いに対する働きかけを行った。また、各センターにおける対応にばらつきが生じないように、担当者会議の機会を通じて、対応方法の統一について周知を図った。</p> <p>他の自治体では、一部の自治体で負担金の徴収事務を債権管理部門に集約しているところがある中、強制的な徴収によりケースワークへの悪影響が生じることに対する懸念も示されている。国においても、親権者に費用負担を求めることで、児童の施設入所等に同意しないなど、ケースワークへの影響が生じることを把握しており、費用徴収については引き続き検討事項とされているところである。本県においても、引き続き、子どもの最善の利益の確保を念頭に置くとともに、国や他自治体の動向等を踏まえ、対応を検討していく。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 中小企業支援課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
商工観光労働部 (中小企業支援課)	<p>(36) 高度化資金 [違約金(遅延損害金)について] (意見17)</p> <p>元金返済がすべて完了した後に違約金を算定し調定・請求する方針であり、元金の返済が完了していない債権については、違約金を算定しておらず、債務者へも当該金額を通知していない。このため、違約金分の債権の回収可能性を高めるために、年度ごとに違約金の額を算定して債務者および連帯保証人ならびにその相続人へ通知すべき。</p>	<p>高度化資金に係る違約金については、これまで、滋賀県中小企業高度化資金貸付規則(平成2年3月31日滋賀県規則第28号)第22条の規定に基づき、貸付金の償還の時点で償還の約定日から償還の日までの金額を算定し、徴収する方針であったが、令和7年度から、毎年度違約金の額を算定し、債務者等に当該金額を通知するよう改めており、本年4月に令和8年4月13日時点の違約金について通知を行った。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農政課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>農政水産部 (農政課)</p>	<p>(37) 農業改良資金貸付金 [法的措置の検討について] (意見18)</p> <p>本債権の多くは実質的に回収が困難な状況にあり、本来であれば、連帯保証人への催告を行わざるを得ないが、全ての債権において連帯保証人が死亡しており、回収が難しいと想定される状況にある。このため、県はマニュアルの定めに従い、法的措置の対象者とすべきか判定するとともに、該当する場合、法的措置を前提とした交渉を行い、その実施の検討を行う必要がある。</p>	<p>意見を踏まえ、継続して主債務者との交渉を行い、生活状況報告書、資産申告書等を徴取し、催告により回収を行った。また、連帯保証人の相続人も含めて資産状況の調査等を進めた。</p> <p>主債務者および連帯保証人の相続人に対し、引き続き資産状況の調査を行うとともに、法的措置を前提とした催告・交渉を行う。</p> <p>その結果、誠意が見られず、かつ、資力がある者については、法的措置を行う。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (水産課)	<p>(38) 沿岸漁業改善資金貸付金債権 [連帯保証人への催告について] (意見19)</p> <p>償還金について滞納が生じている場合において、連帯保証人への履行請求（催告）を行っていない事例があった。このため、債権を確実に回収できるよう、滞納が生じた場合は可能な限り速やかに、事務委託先の農林中央金庫を通じて、または、県自ら、連帯保証人に催告を行う必要がある。</p>	<p>意見を踏まえ、滞納している全ての主債務者に財産調査を行い、分割納付が可能であった場合には、納付誓約書を徴取し債権の回収を図った。</p> <p>また、財産調査の過程で、「債権回収対応マニュアル」に照らして「支払い能力がない場合」に該当する者については、連帯保証人に催告を行った。</p>
農政水産部 (水産課)	<p>(39) 沿岸漁業改善資金貸付金債権 [納付誓約書の徴取について] (結果5)</p> <p>当該債権の分割納付を認めた場合において、納付誓約書を徴取していなかった。消滅時効の更新を図るため、納付誓約書を適宜徴取すべき。</p>	<p>結果を踏まえ、分割納付を認めた者から納付誓約書を徴取し、消滅時効の更新を図った。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>農政水産部 (水産課)</p>	<p>(40) 沿岸漁業改善資金貸付金債権 [財産調査の実施について] (意見20)</p> <p>償還金について滞納が生じている場合において、債務者の預金等の財産調査を行っていない。このため、催告や分納交渉を優先に進めるためにも、滞納が生じ、かつ債務者の財産状況(収入および預金等の資産)を十分に把握していない場合は、財産調査の実施が望ましい。また、すでに分割納付を行っている場合においても、財産調査の結果を踏まえて分割計画を見直すことで、より確実に債権回収を行うことが可能となる場合も考えられる。</p>	<p>意見を踏まえ、滞納している全ての主債務者に財産調査を行い、生活状況報告書、資産申告書、収入申告書等を徴取した。一部の主債務者については現在調査中である。本調査により得られた情報をもとに今後も債権回収を進める。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 住宅課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
交通まちづくり部 (住宅課)	<p>(41) 県営住宅家賃 他 [訴訟手続の事務負担軽減について] (意見21)</p> <p>県営住宅という性質から、入居には収入制限があり、家賃や駐車場の支払が遅延した滞納者に対して訴訟を提起した場合に債権が回収できる可能性が実際は低いことを理由に訴訟を提起しなかったことは理解できる。</p> <p>しかし、訴訟を提起しなかった場合、督促状の郵送等による回収業務は継続しているものの、債権が滞留する状況が続いている。</p> <p>他方で、住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを求めるべき債務者は多数に上り、県職員がそのような案件すべてについて訴訟提起をするべく訴状を作成することは現状の実務を踏まえると困難であることも容易に想像できる。</p> <p>そのため、個別の事情を考慮して訴訟提起すべき滞留債権の回収・整理のための予算を確保し、弁護士等と委任契約を締結し、訴訟に関する事務負担の軽減を図ることを検討されたい。</p>	<p>訴訟に関する事務負担の軽減を目的とし、令和7年度に、住宅の明渡しおよび滞納家賃の支払いを求めている入居者1名に対する住宅の明渡しおよび滞納家賃の支払いに関する訴訟について、訴状の作成を含む全ての業務を委託すべく、県顧問弁護士への相談を実施した。</p> <p>訴訟に向けた契約締結の準備を行っている途中において当該者から一定額の納付がされたため訴訟の委託に至らなかったが、引き続き、弁護士委託による訴訟提起を進めることにより、職員の事務負担の軽減を図ってまいりたい。</p>
交通まちづくり部 (住宅課)	<p>(42) 県営住宅家賃 他 [連帯保証人または緊急連絡先並びに入居者の関係者への対応について] (結果6)</p> <p>家賃滞納者に対しては、上記取扱要領にて幅広い手法をもって家賃の納付を促すことを定めている。そのため、県は入居者への電話・SMS・書面による督促と言う主債務者への直接的な回収手法を講じている。</p> <p>この点、上記取扱要領に定めた手法によって債権回収に努めており、これは継続的に行っていく必要がある。</p> <p>他方、上表「令和5年度の当年度末残額のうち、滞納している債権の年数別内訳表」からもわかるように、長期間にわたって債権残高が残っている実情を踏まえると、主債務者である入居者への接触のみでは債権残高を縮小できる範囲は限定されてしまう懸念がある。</p> <p>そのため、県は債権残高を縮小するために、入居者への接触のみならず、連帯保証人または緊急連絡先への接触を試みるべきであり、上記取扱要項に定める方法によりあらゆる手段をもって納付指導を行い、家賃回収に努めるべきである。</p>	<p>家賃滞納者である主債務者に対しては、県営住宅の家賃滞納整理に関する取扱要項に基づき、電話・SMS・書面・呼び出し・訪問といった手法を用い、直接納付指導を行っているところである。</p> <p>主債務者と同様に滞納家賃の支払義務を負う連帯保証人に対しては、連帯保証債務履行要請書等の送付による納付指導を実施した。</p> <p>滞納家賃の支払義務がない緊急連絡先の者に対しては、個人情報の保護の観点から、主債務者の滞納情報は提供できない制約の中で接触することとなるものの、主債務者と連絡が取れない際に、緊急連絡先の者を介して主債務者に県への連絡を促すことにより、主債務者に対する納付指導につなげたいと考えている。</p> <p>今後も引き続き、個人情報の保護に留意しつつ、取りうる手段をもって納付指導を行い、適切な家賃回収に努めてまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 教育総務課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>教育委員会事務局 (教育総務課)</p>	<p>(43) 滋賀県奨学資金 [延滞利息(遅延損害金)について] (意見22)</p> <p>延滞利息は期間の経過とともに発生する性質を有するため、債務者へ既に発生した延滞利息の金額を年度ごとに通知することは、債務者が返還すべき元金に加えて延滞利息の金額を認識でき、返還資金の準備や返還後の生活資金の資金計画を立てやすくなる。一方で、奨学資金は経済的に困窮する世帯の子どもが安心して学ぶことができる環境を整備するセーフティネットの役割という政策的意義を持つものであり、元金の返還が滞納している債務者へさらに延滞利息を通知することは現実的ではないことは理解できる。しかし、県としては延滞利息の金額を債務者へ通知することを怠った場合、延滞利息の回収が困難となる可能性があり、長期管理リスクが高まる。したがって、県は延滞利息分の債権の回収可能性を高めるために、年度ごとに延滞利息の額を算定して債務者に通知すべきである。</p>	<p>滋賀県奨学資金の延滞利息(遅延損害金)については、これまでも、まずは元金返還中の債務者に対して、正当な理由がなく返還を遅滞した場合は延滞利息の支払いが必要であることを通知し、納期限までの納付を促すことで延滞利息発生抑制を図ってきたところであり、今後もこうした取り組みを継続して実施していく。</p> <p>また、延滞利息(遅延損害金)についての情報を共有した納付交渉の実施については、令和7年度に年度ごとの延滞利息を算定するために、滋賀県奨学資金システムの保守作業を行ったが、運用までには更なる改修が必要となるなど課題があり、今後、中長期的な改善に向けて全庁的に手法の検討が進められていくもの(全般意見6参照)であることから、こうした検討状況を注視し、教育委員会として必要な対応に努める。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 教育総務課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>教育委員会事務局 (教育総務課)</p>	<p>(44) 滋賀県奨学資金 [長期滞納の債務者に対する督促について] (意見23)</p> <p>時効期間が経過した回収困難債権については、財政課との共同管理や外部委託といった強力な債権回収の手段の対象外とされており、債権回収・整理業務が滞っている。県全体で債権放棄の要件を定める(全般意見5参照)際に検討対象となる「時効期間が経過した債権」への対応方針を踏まえて、債務者および連帯保証人に対する債務存在の確認通知の発送、債権回収状況の整理をしたうえで、滞納が継続している債務者に対しては担当課による督促・回収業務を実施し、それでも回収に至らない場合は、外部委託の要件を見直したうえで、弁護士等の専門家へ回収業務の委託を検討すべきである。さらに、外部委託によってもなお回収に至らない場合には、(全般意見5)にあるとおり、県全体で定めた要件に基づき、債権放棄を検討すべきである。</p>	<p>時効期間が経過した債権の対応については、令和7年度から財政課による外部委託の対象となったところ。</p> <p>今後は、県全体で回収困難と判断する債権の範囲について、統一的な指針を策定し、債権放棄する規定を条例も含めて整備するなど、債権管理のあり方を検討されていることから、検討内容を注視し、教育委員会として必要な対応に努める。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 人権教育課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>教育委員会事務局 (人権教育課)</p>	<p>(45) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 【再掲】 [延滞利息(遅延損害金)について] (結果3)</p> <p>「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」第11条により、返還すべき日までに正当な理由なく返還しなかった場合、延滞利息を支払わなければならない。そのため、県はこれを請求しなければならない。そのため、県は延滞利息を算定し、借受人等へ通知を行う必要がある。但し、「正当な理由なく」という文言については具体的な規定がおかれていないことから、「正当な理由」の判断基準も明確化する必要があるだろう。</p>	<p>(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例第11条に規定する延滞利息を徴収しない「正当な理由」の判断基準が明確でなかったことから判断基準についての要綱を制定し、明確化を図ることとした。 今後はこの要綱に従い、「正当な理由」がない場合には、延滞利息を徴収することとする。</p>
<p>教育委員会事務局 (人権教育課)</p>	<p>(46) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 【再掲】 [収入未済額その他に未調定額が長期にわたって多額に存在することについて] (意見11)</p> <p>奨励資金は地域改善対策として導入された制度であり、その背景から借受人等への働きかけが難しいという側面もあるものと思われる。 しかしながら、未調定債権の存在は、債権管理の観点からは基本的に好ましいものではなく、これを縮減するよう努めるべきである。</p>	<p>引き続き、未調定となっている要因に応じて、借受人等に適切に働きかけるなど、適切に対応するとともに、今後、県全体で統一的な指針を策定し、それに基づき債権放棄する規定を条例も含めて整備するなど、債権管理のあり方を検討されていることから、検討内容を注視し、教育委員会として必要な対応に努める。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 人権教育課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>教育委員会事務局 (人権教育課)</p>	<p>(47) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 【再掲】 [主債務者である借受人本人への通知について] (意見12)</p> <p>プライバシーに配慮した手段について十分検討した上で、残債務の存在を主債務者である借受人本人に知らせ、連絡・交渉窓口の世代交代を進めるべきである。</p>	<p>連絡窓口となっている保護者について、滞納がある場合や、死亡したような場合については、借受人本人に残債務の存在を通知する方向で進めるが、その際、借受人本人のプライバシーに配慮した具体的な手段が課題となることから、引き続き手段等について検討してまいる。</p>
<p>教育委員会事務局 (人権教育課)</p>	<p>(48) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 【再掲】 [主債務者である借受人の死亡または長期間の所在不明時の対応について] (意見13)</p> <p>「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」には、債務者の死亡、長期間所在不明等となった場合に関する規定が設けられており、返還債務の全部又は一部を免除することができる」とされている。 当該規定については、債務者が死亡した場合には援用された実績があるものの、長期間所在不明の場合については、運用上の課題があることから援用実績がない。 未測定債権の整理・縮減を進めるためにも、当該規定の援用の可能性を検討すべきである。</p>	<p>県の債権回収マニュアルや他府県等の同種の貸付金の例を参考に整理し、実施すべき「必要な調査」の範囲について要綱を制定するとともに、(旧) 滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を改正し、借受人等が長期所在不明の場合の免除手続の円滑化を図ることとした。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 人権教育課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
教育委員会事務局 (人権教育課)	(49) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 【再掲】 [外部委託について] (意見14) 奨励資金の回収・管理業務は、極めてプライベートな情報を取り扱う業務であり、それ故に外部委託に慎重な姿勢をとることも理解できる。 とはいえ、貸与終了後20年以上にもわたって回収・管理業務を続けることで、これに従事する職員の人件費、労働時間が浪費されている懸念がある。また、外部委託者として弁護士等の法律の専門家が介在する場合、債権の回収がより進むことも期待できるため、外部委託の利用も積極的に検討するべきであろう。	同種の貸付金を有する他府県等における外部委託の実施状況等について調査を行ったところであるが、奨励資金特有のプライバシーに関する情報の取扱いと併せて、引き続き外部委託の可否を検討してまいる。
教育委員会事務局 (人権教育課)	(50) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金 [債権管理に関する数値目標について] (意見15) 所管課としての目標値は、業務の目的に沿って正しい動機付けを促すように設定されるべきである。現状の目標値では未調定額を縮減する動機付けに乏しいため、新たな目標値の設定を検討すべきである。	令和8年度は、過去の未調定額の縮減実績を踏まえて試行的に目標値の設定を行うこととし、次年度以降の適切な目標値の設定に繋げてまいる。